

【18用語】

同断（どうだん）..右に同じ、前に同じ、同様

費用（ついえ）..かかり、費用、入費

別廉（べつかど）..特別、とくに

判取帳（はんとりちょう）..押切帳とも、金銭の受け払いの際に証拠として相手方に記帳・押印してもらつた帳簿

大概（たいがい）..おおよそ、大部分

繩張（なわばかり）..縄を張り渡すこと、土地を測量（検地）すること

着到（ちやくとう）..到着すること
一筆限り帳（いつびつかぎりちょう）..土地一枚ごとの地番・地目・地種・持主などを詳細に記した帳簿

手操（てぐり）..やりくり、工夫、都合

隔意（かくい）..心がうち解けないこと、へだて心

和議（わぎ）..和やかに意見交換すること、穏やかに相談すること

【18解説】

地租改正とは、新政府が財政基盤を確立するために行つた近代的な租税制度改革である。明治六年（一八七三）七月地租改正条例が公布され、すべての土地を測量のうえ地価を定め、その三パーセントを地租として金納せることにした。ただ、本県では壬申地券への対応や新たに熊谷県が設置されたことなどのため作業が遅れ、本格的に動き出したのは明治九年からであった。

本文書は地租改正作業を実施するにあたり、調査者（担当人・用係）の人選、手当、作業に伴う諸経費・旅費の計算方、作業時間、土地台帳の記載方法などを組内の伍長らが互いに協議したときの取り決めである。なお、本県の改正作業は明治十年六月には終了し、新地券の交付は同十三年九月にはほぼ完了したという。